

意見提出者	個人
1. 項目	DVD/Bluray Disc のリッピングの合法化
2. 既存の制度・規制等によって I C T 利活用が阻害されている事例・状況	著作権法は技術的保護手段の回避をとまなう私的使用のための複製を禁止しています。 そのため、DVD や Bluray Disc で販売された映像コンテンツを携帯電話や携帯型プレーヤに転送して視聴することができません。
3. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法第三十条の二
4. I C T 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	私的使用のための複製の制限を撤廃・禁止する法整備を求めます。 DVD や Bluray Disc で販売された映像コンテンツを、リッピングしてドライブを搭載しない別の機器で楽しめるようにしてください。